

地方創生関係交付金について

【地方創生推進交付金】

1. 事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組について、国が地方公共団体を支援するもの。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPI の設定と PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

2. 対象事業・手続き

【対象事業】

先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開を行う取組

【手続き】

対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定する。

3. 事業費等

【国の令和2年度予算額】： 1,000 億円

【交付上限額（事業費ベース）及び事業期間】

○中枢中核都市の場合

	先駆タイプ	横展開タイプ
概 要	先駆的要素が含まれる事業	先駆的・優良事例の横展開を図る事業
交付上限額	5 億円	1.7 億円
事業計画期間	5 年	原則 3 年

【補助率】： 1 / 2

【地方創生拠点整備交付金】

1. 事業概要・目的

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等について、国が地方公共団体を支援するもの。

- ①地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ②KPI を伴う PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

2. 対象施設・手続き

【対象施設】

- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

【手続き】

対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定する。

3. 事業費等

【国の令和元年度補正予算額】： 600 億円

【交付上限額（事業費ベース）】： 20 億円程度(中枢中核都市)

※ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。

※国費 2 億円（事業費 4 億円）以上の事業については、有識者審査が行われる。

【補助率】： 1 / 2

【当市における令和2年度地方創生関係交付金事業】

1. 地方創生推進交付金……………6事業

- No.1 八戸都市圏の食ブランドを活かした広域連携による稼ぐ力強化事業（H29～）
- No.2 八戸スポーツビジネス創生事業（H29～）
- No.3 八戸産ぶどうを活用したワイン産業の創出による地域経済活性化事業（H30～）
- No.4 はちのへ空き家再生事業（H30～）
- No.5 はちのへマチナカ活性化プロジェクト（H30～）
- No.6 八戸A Iデータワーク推進事業（R2～）

2. 地方創生拠点整備交付金……………2事業

- No.7 蕪島エントランス整備事業（令和2年5月 蕪島物販販売施設「かぶーにゃ」
供用開始）
- No.8 多賀多目的運動場スタジアム照明整備事業（令和3年4月 供用開始）

※詳細は資料2「地方創生関係交付金 事業シート」参照